

## ○那珂市市民活動団体登録制度実施要領

平成23年1月17日

告示第5号

改正 平成25年8月9日告示第76号

### (目的)

第1条 那珂市協働のまちづくり指針（平成21年12月制定）に基づき、市内で活動する市民活動団体の自発的、公益的活動を促進するため、市民活動団体登録制度を導入する。

### (市民活動団体の定義)

第2条 市民活動団体の定義は、市民の自発的な意志に基づき、自らの生活向上及び地域活性化を目的とした継続性の見込める活動を行っている団体をいい、その活動とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民の自主性・自発性に基づく活動であること。
- (2) 営利を目的としない活動であること。
- (3) 公益性のある活動であること。
- (4) 市民に対して内容が開かれた活動であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする活動でないこと。

### (申請及び認定)

第3条 登録を希望する市民活動団体は、市民活動団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、那珂市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）において登録内容を精査し、その審査結果を、市民活動団体認定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 認定された市民活動団体（以下「登録団体」という。）には、登録番号を与えるものとする。

### (登録要件)

第4条 市民活動団体の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 事務所等の所在地が市内にあり、かつ、主な活動区域が市内であること。
- (2) 市民活動団体の構成員が5人以上で、構成員の過半数が市内に住所を有し、又は勤務していること。
- (3) 会員の資格に関して、不当な条件を付さないこと。
- (4) 規約、会則等で代表者や運営の方法が規定されていること。
- (5) 独立した組織で活動が継続的に行われていること。
- (6) 暴力団又はその構成員の統制の下にある市民活動団体でないこと。

### (登録内容の公開)

第5条 申請書及び添付された資料に基づいて作成した市民活動団体の情報は、市民活動団体情報として公開するものとする。

### (登録内容の変更)

第6条 登録団体の名称及び所在地、代表者名、活動分野等に変更が生じた市民活動団体は、市民活動団体登録内容変更届出書（様式第3号）を、変更事由が生じ

た後1月以内に市長に提出するものとする。

(活動実績の報告)

第7条 活動状況を確認するため、登録団体は、会員に承認された総会資料を毎年5月末までに市長に提出するものとする。

(登録の抹消及び取消し)

第8条 登録団体は、登録の抹消を希望するときは、市民活動団体登録抹消届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録団体に次の事由が生じた場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定される登録要件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽、その他不正な手段で登録の申込みを行ったとき。

(3) その他市長が登録に不適切であると判断したとき。

3 市長は、前2項の事由により登録を抹消又は取り消したときは、市民活動団体登録抹消・取消し通知書(様式第5号)により、登録団体に通知するものとする。

(市からの活動支援)

第9条 市長は、登録団体に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 活動に必要な情報の提供

(2) 活動に対する指導、助言及び相談

(3) 活動に必要な機器、設備等の整備

(4) 市民活動補償制度への加入

(5) その他市長が必要と認める支援

(庶務)

第10条 この要領に基づく庶務は、市民生活部市民協働課において行う。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第76号)

この要領は、公布の日から施行する。